

(い)	(ろ)		(は)	設計者記入欄	
	図書の種類	記載事項		チェック	図書の種類
令第140条（鉄筋コンクリート造の柱等）	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物			
	配置図	縮尺及び方位			
		敷地境界線、申請に係る工作物の位置並びに申請に係る工作物と他の建築物及び工作物との別			
		土地の高低及び申請に係る工作物の各部分の高さ			
		鉄筋コンクリート造等の柱の位置、構造方法及び寸法			
	平面図又は横断面図	縮尺			
		主要部分の材料の種別及び寸法			
		鉄筋コンクリート造等の柱の各部の位置及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び平面形状			
		近接又は接合する建築物又は工作物の位置、構造方法及び寸法			
		構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別			
	側面図又は縦断面図	縮尺			
		工作物の高さ			
		主要部分の材料の種別及び寸法			
		鉄筋コンクリート造等の柱の各部の高さ及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び立面形状			
		近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法			
構造詳細図	縮尺				
	主要部分の材料の種別及び寸法				
	構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口並びに溶接の構造方法				
	鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法				
	鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ				
構造計算書	管の接合方法、支枠及び支線の緊結				
	応力算定及び断面算定（遊戯施設にあっては、工作物のかご、車両その他人を乗せる部分（以下「客席部分」という。）及びこれを支え、又は吊る構造上主要な部分（以下「主要な支持部分」という。）のうち摩損又は疲労破壊が生ずるおそれのある部分以外の部分に係るもの並びに屋外に設ける工作物の客席部分及び主要な支持部分のうち摩損又は疲労破壊が生ずるおそれのある部分で風圧に対する安全性を確かめたものに限る。）				
基礎伏図	基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法				
敷地断面図及び基礎・地盤説明書	支持地盤の種別及び位置				
	基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置 基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出根拠				
使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別				
施工方法等計画書	打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対する構造耐力上の安全性を確保するための措置				
	コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法				
	コンクリートの型枠の取外し時期及び方法				
令第38条第3項若しくは第4項、令第39条第2項、令第40条ただし書、令第47条第1項、令第66条、令第67条第2項、令第69条、令第73条第2項ただし書、令第79条第2項、令第79条の3第2項又は令第139条第1項第4号イの規定に適合することの確認に必要な図書	令第38条第3項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項				
	令第38条第4項の構造計算の結果及びその算出方法				
	令第39条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項				
	令第40条ただし書に規定する用途又は規模への適合性審査に必要な事項				
	令第47条第1項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項				
	令第66条に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項				
	令第67条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項				
	令第69条の構造計算の結果及びその算出方法				
	令第73条第2項ただし書に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項				
	令第79条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項				
令第79条の3第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項					
令第139条第1項第4号イの構造計算の結果及びその算出方法					
令第140条第2項において準用する令第139条第1項第3号又は第4号ロに係る認定書の写し					
法第88条第1項において準用する法第37条第2号	法第88条第1項において準用する法第37条第2号に係る認定書の写し				

(備考)

(注意事項)

1. この様式による書類は、(い)欄に掲げる建築基準関係規定が、確認審査を行った工作物に適用されない場合は、当該規定に係る部分を省略した様式により作成することができます。
2. 確認審査を行った工作物が(い)欄に掲げる建築基準関係規定に適合していることを確かめたときは、(ろ)欄に掲げる図書の種類ごとに、(は)欄の該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
3. 確認審査を行った工作物が法第88条第1項において準用する法第40条、法第88条第2項において準用する法第49条から法第50条まで若しくは法第68条の2第1項の規定に基づく条例(これらの規定に基づく条例の規定を法第88条第2項において準用する法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)又は令第9条に掲げる法律の規定に基づく条例の規定の適用を受ける場合は、当該条例の名称及び適用を受ける規定を備考欄に記載し、又は別紙に記載して添えてください。
4. (は)欄の記載では書き表せない事項で特に報告すべき事項は、備考欄に記載し、又は別紙に記載して添えてください。